

## 2 平成18年度における雇用対策の概要

### 【平成18年度山形労働局職業安定行政の重点施策】

#### 1 時代のニーズに即応する総合的な雇用対策

##### (1) 早期再就職促進の強化

###### ア 公共職業安定所における再就職支援の強化

地域の産業雇用情報の収集、職業紹介体制の強化と再就職のための各種支援ツールの充実を図りながら、業種・職種による求人と求職のミスマッチの解消に向けた取組みを強化し、前年度を上回る就職率を目指す。また、特に雇用保険受給者の早期に再就職をする者の割合を引き上げる。

そのため、労働市場における情報を迅速に収集し、職種、能力、経験等のミスマッチの現状等を分析・活用しながら、求職者の個々の状態や状況の変化を十分に把握し、きめ細かな職業相談、紹介の実施に努め、マッチングの促進を図る。

また、求職活動に必要な知識を付与する「求職活動支援セミナー」の自所開催及び民間事業者への委託による開催、これに伴う受講者の拡大、再就職プランナーによる就職実現プラン（求職活動計画）の作成援助及び対象者の拡大、就職支援ナビゲーターによる体系的な就職支援追及・活用、能力開発が必要な求職者に対する公共職業訓練情報の積極的な提供、トライアル雇用事業の活用等により、再就職の促進を図る。

更に、多くの求職者が正社員としての就職を希望していることを踏まえ、特に雇用形態が正規労働者（正社員）である求人について、積極的な求人開拓やマッチングの実施により、その充足率の向上に努める。

###### イ 公共職業安定所の特性、ノウハウを活かした職業相談、紹介の実施

求職者に対しては、職業相談を通じて希望する雇用形態をはじめとする求職者のニーズや状況を十分に把握し、適時適切な職業紹介等の就職支援を実施する。

また、求人者に対しては、求人内容を詳細かつ的確に把握し、適切な求職者の紹介に努めるとともに、求職者ニーズを踏まえた求人条件の緩和指導等により充足を図る。

更に、必要に応じ求人説明会の開催等求人者と求職者との相互理解を深める場を設定するなど、きめ細かな職業紹介等を通じ、積極的に的確な求人・求職のマッチングを図る。

###### ウ 労働市場の的確な分析及び情報の提供

それぞれの労働市場における職種、能力、経験等のミスマッチの状況を的確に分析し、円滑なマッチングに繋げるよう求人者及び求職者に対して、求人賃金の水準をはじめとして、地域の実情にあった効果的な情報提供を徹底する。

###### エ 効果的な求人開拓の実施と求人者サービスの充実

求人確保に当たっては、労働市場の動向を勘案し、相対的に不足している職種や個々の求職者ニーズを踏まえた効果的・効率的な求人開拓を実施するとともに、受理した求人については、計画的なマッチングを行い、受理後3週間を経過しても応募者がいないものについては、求職者情報の提供、求人条件の緩和指導を行いながら、充足のためのフォローアップを強化する。

更に、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、年齢不問求人の割合を高めるため、一般広報及び公共職業安定所窓口における一層の周知を図るとともに、求人票の記載

内容の充実・指導と合わせて、年齢制限緩和指導を強化する。

また、週刊求人情報、求人自己検索機、ハローワークインターネットサービスの効果的な活用及び求人情報のダイレクトメール提供等により、求職者による情報提供機能の強化を図る。

## オ 雇用機会創出の支援

良好な雇用機会の創出を図るため、関係団体と連携を図りながら雇用関係助成金等創業支援についての広報、相談、援助を行う。

### (ア) 中小企業における雇用機会の創出支援

中小企業人材確保支援助成金を活用し、雇用機会の創出の担い手である中小企業の人材確保・育成、魅力ある職場づくりを推進する。

### (イ) 介護分野における雇用機会創出支援

介護管理支援助成金を活用して、介護分野における雇用管理の改善及び良好な雇用管理の創出を促進する。

### (ウ) 雇用保険受給資格者の創業に対する支援

自立就業支援助成金を活用し、雇用保険受給者の創業に係る助成を行うことを通じ、その自立を支援する。

### (エ) 高齢者等の共同による創業に対する支援

高齢者等共同就業機会創出助成金を活用し、45歳以上65歳未満の高齢者等が、共同して事業を開始し、継続的な雇用・就業機会の場を創出する事業主を支援する。

## (2) 若年者に対する雇用対策の推進

### ア 新規高卒者の就職意識啓発と就職支援

職業意識の形成を早い段階から図る必要があることから、中学・高校の生徒に対し、様々な企業で働く人事担当者等を講師とする職業講話を実施するとともに、高校2年、3年生を対象に民間教育訓練機関に委託して実施する就職ガイダンスを活用し就業意識の向上に努め、前年度以上の新規高卒者の就職内定率を目指す。

また、ジョブサポーターと教育機関が連携し、未内定者の職業相談や関連機関のもと就職後の職場定着指導を行い早期離職防止に努める。

### イ 若年者に対する総合的な就職支援

働く意欲が不十分な若者には、ヤングワークサポートプラザ（地域労使就職支援事業）及び山形県若者就職支援センター（若年者地域連携事業）と連携するとともに、フリーター25万人常用化プランに基づき、きめ細かな職業相談や就職面接会を実施する。更に、若年者トライアル雇用の積極的な活用を促し、トライアル雇用終了後の常用移行を促進することにより、雇用機会の拡大を図る。

また、学生、無業者・フリーターの若年求職者が、ボランティア活動など無償の労働体験機会等を通じ、社会参加意識・就職活動意欲の喚起や企業の募集、採用にあたっての評価を促すジョブパスポート事業の活用、普及に努める。

### ウ 新規学卒者に対する就職支援

大学等就職担当職員を対象とした講習の実施、就職支援マニュアルを配布し、就職支援ノウハウの提供等により、大学等の就職支援機能の強化に努める。

### (3) 障害者に対する雇用対策の推進

「障害者雇用対策基本方針」に基づく障害者雇用に関する各種施策を積極的に展開しながら就職支援を推進し、前年度を上回る就職件数を目指す。

#### ア 障害者雇用促進法の改正の周知

障害者の就業に対するニーズが高まる中で、精神障害者に対する雇用対策の強化や雇用と福祉の連携による障害者雇用施策の充実強化を図るため、障害者雇用促進法が改正されたことから、その円滑な施行に向け十分な周知・啓発を行う。

また、障害者等の把握・確認にあたっては障害者本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を周知し、適正な雇用率制度の適用を図る。

#### イ 法定雇用率達成指導の強化

実雇用率が低い水準にあることから、障害者雇入れ計画作成企業、新規に指導対象となった企業、雇い入れが一人不足している企業等を中心に、法定雇用率未達成企業の障害者雇用を積極的に促進する。併せて、市町村に対する法定雇用率達成指導を継続して実施する。

#### ウ 障害者をめぐる厳しい雇用情勢に対応するための就職支援の強化

障害の種類及び程度等障害者個々人の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介に努めるとともに、的確な求人開拓を実施する。

また、関係機関と連携し、就職面接会等を積極的に開催するなど、障害者に対する就職支援を強化する。

#### エ 障害者の雇用機会の拡大

障害者トライアル雇用事業を活用し、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促進することにより雇用機会の拡大を図る。

また、山形障害者職業センターと連携し、職場への適応が困難な障害者の働く職場にジョブコーチを派遣し、職業的自立に向け職場適用援助を実施する。

更に、障害者の雇用促進の支援として職業訓練制度について、障害者や事業主に周知を図り、効果的な職業訓練の受講指示に努める。

#### オ 福祉・医療機関等との連携による障害者の就職等支援

福祉・医療機関、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、職業相談等を通じて就職支援に努める。

また、必要に応じジョブガイダンス事業を実施する。

### (4) 地域の実情を踏まえた雇用対策の展開

#### ア 地域における雇用創造の支援

地域の雇用創造のための構想を策定しようとする市町村に対して、その企画段階から専門家による助言や参考となる成功事例の提供等の支援を行う。

また、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取り組みを促進するため、雇用創造効果の高い地域提案型雇用創造支援事業の周知を図る。

更に、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対して、創業及び雇い入れに係る助成として、地域創造助成金を支給する。

## イ 雇用再生集中支援事業の実施

地域金融機関における不良債権処理に伴う雇用調整について、事業所情報の収集に努め雇用調整方針対象事業主を把握した場合は、雇用調整方針の作成・届出を積極的に働きかける。

また、雇用調整方針対象者のニーズを把握し、積極的な求人開拓に努めるとともに、不良債権処理就業支援特別奨励金の活用を図り再就職を支援する。

## ウ 地域求職活動援助事業の支援

「村山・置賜地域求職活動援助事業」で実施する職場体験講習、再就職支援セミナーを支援し、着実な雇用の促進を図る。

## 2 多様化する働き方に対応した総合的な対策

### (1) 高齢者対策の推進

少子・高齢化の急速な進展の中で、高齢者の就業意欲が高い水準にあり、長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと働き続けることが出来るよう、次の施策を推進する。

#### ア 改正高年齢者雇用安定法の施行に伴う取り組み

平成18年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行を受け、定年の引き上げ、65歳までの段階的雇用確保措置導入に向けて、各公共職業安定所の事業主への指導を徹底するとともに、社団法人山形県雇用対策協会の高年齢者雇用アドバイザーを活用した人事管理の見直し等に係る専門的・技術的な助言・指導等を実施する。

#### イ 中高年齢者の再就職援助・促進

解雇等による高年齢者離職予定者が希望した場合には、求職活動支援書を作成・交付する義務があることについて、事業主に対して周知・啓発を行う。

また、トライアル雇用を通じた一層の再就職促進を図る。

#### ウ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

社団法人山形県シルバー人材センター連合会が実施する技能講習会と合同面接会を主としたシニアワークプログラム事業に連携・協力を図る。

### (2) 民間需給調整機能の強化

職業安定法及び労働者派遣法の周知と円滑な施行を図り、許可・届出及び指導監督等の需給調整事業関係業務を効率的かつ効果的に実施する。

また、引き続き苦情・相談への適切な対応に努める。

## 3 雇用保険の円滑かつ適正な推進

雇用保険適用・給付業務については、基本業務の点検・遂行等の徹底及び基本手当、教育訓練給付等の適正給付と不正受給防止・早期発見に努め厳正に対処し、適正な制度運営を図るとともに、個人情報保護に配慮した制度運営を図る。

求職活動実績に基づく失業認定、職業紹介部門との一体的連携による一層的確な運用を行い、雇用保険受給者の早期再就職を積極的に推進する。

また、平成17年4月改正の雇用継続給付（育児休業給付・介護休業給付）の改善点の周知を徹底する。